

聞き流し 150フレーズ



**社会福祉士
(第35回キーワード)**

人体の構造と機能及び疾病

思春期に伴う心身の変化

- 自意識が高まる
- 女子は、乳房の発達、陰毛が生える、身長が伸びる、初経の順番
- 女子の方が思春期が早い
- 乳幼児期に1回と、思春期に1回
- 第二性徴という身体的な変化

国際生活機能分類（ICF）

- 全ての人を対象
- 医学モデル及び国際障害分類（ICIDH）に位置付け
- 活動は、環境における実行状況
- 仕事上の仲間は「環境因子」
- その人の住居は、環境因子の物的環境

疾病の予防

- 特定健康診査は早期発見を目的とする二次予防
- 糖尿病予防教室は一次予防
- ワクチン接種は特異的予防の一次予防
- リハビリテーションは疾病の悪化防止の三次予防
- 胃がんの手術は早期治療の二次予防

がん（悪性新生物）の主な部位別にみた死亡数

- 大腸がん 第1位
- 胃がん 第5位
- 膵臓がん 第3位
- 乳がん 第4位
- 肺がん 第2位

パーキンソン病の原因と症状

- 脳内のドーパミン神経細胞の減少による黒質の変化
- 脳内のドーパミンが減少する
- 安静時に震えが起こる

- 筋固縮がみられる
- 小刻み歩行

Aさんの症状

- 会話が可能なため失語症には該当しない
- 片側麻痺のため、対麻痺ではない
- 感覚が鈍くなっている
- 問題なく食べることができている
- 歩行障害でトイレに間に合わない

注意欠如・多動症（ADHD）

- 学童期の有病率はおよそ 7 %
- 多動性の症状は、青年期及び成人期には改善することが多い
- 家庭でも見られる
- 精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-5）では、12歳までに症状が出るとしている
- 心理社会的な治療が優先される。薬物療法は一部分なことが多い

心理学理論と心理的支援

内発的動機づけ

- 大学の入試の要件となっているため、英語外部検定を受検した＝外発的動機づけ
- 叱責されないように、勉強に取り掛かった＝外発的動機づけ
- 授業中、寒いので、窓を閉めた＝生理的欲求
- お腹が減ったので、席を立って食事に行った＝生理的欲求
- 投資に偶然興味を持ったので、勉強した＝内発的動機づけ

性格特性の 5 因子モデル（ビッグファイブ）

- ささいなことで落ち込みやすい＝神経症傾向
- 新しいことに好奇心を持ちやすい＝開放性
- 他者に対して親切である＝協調性
- 他者との交流を好む＝性格特性の 5 因子モデル
- 責任感があり勤勉である＝誠実性

傍観者効果の事例

- 作業をするときに見学者がいることで、一人で行うよりも作業がはかどった。＝観察者効果
- 革新的な提案をチームで議論したが、現状を維持して様子を見ようという結論になってしまった。＝現状維持バイアス
- 路上でケガをしたために援助を必要とする人の周囲に大勢の人が集まったが、誰も手助けしようとしなかった。＝傍観者効果
- チームで倉庫の片付けに取り組んだが、一人ひとりが少しずつ手抜きをした結果、時間までに作業が完了せず、残業になってしまった。＝社会的手抜き
- リーダーがチームの目標達成を重視しすぎることで、チームの友好的な雰囲気が損なわれ、チームワークに関心がないメンバーが増えてしまった。＝PM理論のリーダーシップ

子どもの発達

- 共同注意とは二者が同じ対象に注意を向けること
- 喃語は生後6ヶ月頃から見られること、初語は1歳から1歳半頃
- 社会的参照は、新奇な対象に会った際に、養育者などの表情を手掛かりにし

て行動を決める現象

- アニミズム＝対象には魂が宿る
- 対象の永続性は感覚運動期（0～2歳）の間の、中盤（9ヶ月頃）に獲得

問題焦点型ストレス対処法（コーピング）

- 介護ストレスを解消してもらおうと、介護者に気晴らしを勧めた。＝情動焦点型
- 困難事例に対応できなかったので、専門書を読んで解決方法を勉強した。＝問題焦点型ストレス対処法（コーピング）
- 仕事がうまくはかどらなかったで、週末は映画を観てリラックスした。＝情動焦点型
- 育児に悩む母親が、友人に話を聞いてもらえて気分がすっきりしたと話した。＝情動焦点型
- 面接がうまくいかなかったで、職場の同僚に相談し、ねぎらってもらった。＝情動焦点型

心理検査

- 乳幼児の知能を測定するため、WPPSIを実施
- 頭部外傷後の認知機能を測定するため絵画欲求不満テストを実施
- 投影法による人格検査を依頼されたので質問紙法の性格検査を実施
- 児童の発達を測定するため性格や職業の適性などを把握する作業検査法を実施
- 成人の記憶能力を把握するため投影法による人格検査を実施

心理療法

- ブリーフセラピーは現在と未来に焦点を当てる
- 社会生活技能訓練（SST）は対人関係で必要な技能の習得
- 来談者中心療法はクライアントに指示を与えない
- 精神分析療法は自我や超自我の構造、防衛機能の働きを分析
- 森田療法はとらわれから脱し、あるがままを目指す

社会理論と社会システム

ヴェーバーの合法的支配

- 法は、被支配者を従わせ、超人的な支配者の権力を貫徹するための道具＝カリスマ的支配
- 法は、伝統的に継承されてきた支配体制を正当化するための道具＝伝統的支配
- 法は、支配者の恣意的な判断＝恣意的ではなく形式的である
- 法は、神意や事物の本性によって導き出される＝形式的に導き出される
- 法は、万民が服さなければならないものであり、支配者も例外ではない＝ヴェーバーの合法的支配

社会変動の理論

- スペンサー：社会の発展に伴い、軍事型社会から産業型社会へ移行する
- テンニース：自然的な本質意志に基づくゲマインシャフトから人為的な選択意志に基づくゲゼルシャフトへ移行すると主張
- ベル：産業化の進展に伴い、工業社会の次の発展段階として脱工業社会が到来すると主張
- パーソンズ：近代社会では適応、目標達成、統合、潜在的パターン維持の四つの機能に対応した下位システムが分出
- デュルケム：同質的な個人が並列する機械的連帯から、異質な個人の分業による有機的な連帯へと変化

「令和 4 年版男女共同参画白書」(内閣府)

- 全婚姻件数における再婚件数の割合は 40 %を超えていない
- 「配偶者と半分ずつ分担したい」(外部サービスを利用しながら分担するを含む)と希望する 18～39 歳の男性の割合は、70 %を超えている
- 配偶者はいないか恋人はいるか?の回答は、20 代の男性、女性ともに 50%は超えていない。
- 「夫婦と子供から成る世帯」のうち、妻が専業主婦である世帯の割合は、50 %を超えていない
- 子供がいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯の世帯員の 2018年(平成 30 年)における相対的貧困率は、30 %を下回っていない

人々の生活を捉えるための概念

- ライフスタイルとは、個々人の人生の横断面に見られる生活の様式や構造、価値観を捉える概念
- 生活の質とは、生活主体の主観的状态に注目し、多面的、多角的に生活の豊かさを評価しようとする概念
- 生活時間とは、時間的周期で繰り返される労働、休養、休暇がどのように配分されているかに注目する概念
- 家族周期とは、結婚、子どもの出生、配偶者の死亡といったライフイベントの時間的展開の規則性を説明する概念
- ライフステージとは、出生から死に至るまでの人の生涯の諸段階を示す概念

社会的役割

- 個人が他者からの期待を自らに取り入れ、行為を形成：役割取得
- 個人が他者との相互行為の中で相手の期待に変容をもたらすことで、既存の役割期待を超えた新たな行為：役割形式
- 個人が複数の役割を担うことで、役割の間に矛盾が生じ、個人の心理的緊張を引き起こす：役割葛藤
- 個人が他者からの期待と少しずらした形で行為をすることで、自己の主体性を表現：役割距離
- 個人が社会的地位に応じた役割を果たすことを他者から期待：役割期待

ハーディン「共有地の悲劇」

- 協力してお互いに利益を得るか、相手を裏切って自分だけの利益を得るか、選択しなければならない状況：囚人のジレンマ
- 財やサービスの対価を払うことなく、利益のみを享受する成員が生まれる状況：フリーライダー問題
- 協力的行動を行うと報酬を得るが、非協力的行動を行うと罰を受ける状況：選択的誘因
- それぞれの個人が合理的な判断の下で自己利益を追求した結果、全体としては誰にとっても不利益な結果を招いてしまう状況：共有地の悲劇
- 社会で広く共有されるべき公共財へのアクセスは、誰もが利用できることを想定している

ラベリング論

- 逸脱とみなし統制する
- 非行少年が遵法的な世界と非行的な世界の間で揺れ動き漂っている中で、逸

脱が生じると考える立場：ドリフト理論

- 地域社会の規範や共同体意識が弛緩することから、非行や犯罪などの逸脱が生じると考える立場：社会統制論 アノミー論
- 下位集団における逸脱文化の学習によって、逸脱が生じると考える立場：文化学習理論
- 個人の生得的な資質によらず、非行や犯罪などの逸脱が生じると考える立場

現代社会と福祉

地域共生社会の目指すもの

- 福祉における含み資産：厚生白書（昭和53年版）の内容
- 地方にできることは地方に：三位一体の改革
- 普遍性・公平性・総合性・権利性・有効性の五つの原則：1995年（平成7年）社会保障審議会
- 行政がその職権により福祉サービスの対象者や必要性を判断し、サービスの種類やその提供者を決定の上で、サービスを提供する：措置制度
- 制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画

福祉に関わる思想や運動

- バーリン：消極的自由
- ポジティブ・ウェルフェア：教育や訓練で人的資本に投資する
- 1960年代のアメリカにおける福祉権運動の主たる担い手：黒人の公的扶助受給者
- フェビアン社会主義：フェビアン協会への参加者が唱えた思想であり、イギリス福祉国家の形成に影響を与えた
- コミュニタリアニズムは共同体（コミュニティ）を中心にする考え方

福祉政策

- アダム・スミスの国富論＝政府は介入しない
- ヘヴァリッジ＝五つの巨悪（巨人）
- ケインズ＝不況により失業が増加した場合に、公共事業により雇用を創出
- フリードマン＝国家や政府が介入をしない
- ラッサール＝困窮者の救済を慈善事業に委ねることを主張

近代日本において活躍した福祉の先駆者

- 石井十次は岡山孤児院
- 山室軍平は救世軍日本支部を設立
- 留岡幸助は家庭学校を設立
- 野口幽香は二葉幼稚園を設立
- 石井亮一は滝乃川学園を設立

福祉六法の制定

- 児童福祉法：児童一般が対象
- 身体障害者福祉法：1949年障害の種別は限定されていた
- （新）生活保護法：欠格条項は廃止された
- 老人福祉法：老人一般が対象
- 母子福祉法：1964年は妻と離死別した夫が児童を扶養している家庭（父子家庭）を、その対象外としていた

福祉のニーズ

- ジャッジ：調整ではなく、ニーズの高い人から割り当てる
- ウルフenden報告：インフォーマル、ボランティア、法定（公定）、民間営利の4分類
- 三浦文夫は、日本における社会福祉の発展の中で、非貨幣的ニーズが貨幣的ニーズと並んで、あるいはそれに代わって、社会福祉の主要な課題と述べた
- ブラッドショー：フェルトニードに分類
- フレイザー：必要充足の政治

生活困窮者自立支援法

- 生活困窮者の自立の促進を図る＝生活困窮者自立支援法
- 最低限度の生活を営めるよう必要な保護を講ずる＝生活保護法
- 尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な保健医療及び福祉サービスに係る給付＝介護保険法
- 能力に応じた教育を受ける機会を保障する措置を講ずる＝義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- 社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう施策を講ずる＝障害者基本法

日本における人口の動向

- 1971年以降ベビーブームはない
- 15～64歳の生産年齢人口は、減少し続けている
- 65歳以上の老年人口は2042年がピーク、その後減少する
- 日本人人口、外国人人口ともに減少している
- 合計特殊出生率は人口置換水準を下回っている

福祉サービスの利用

- 苦情の適切な解決

- 書面の交付が規定
- 選別されるとスティグマ（周囲からの否定的な意味や不当な扱い）が生じやすくなる
- 成年後見制度＝福祉サービス利用援助事業に基づく福祉サービスの利用援助のために、家庭裁判所は補助人・保佐人・後見人を選任
- 情報が不足していて、情報の非対称性がある

男女雇用機会均等政策

- 常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業主は、女性の活躍に関する一般事業主行動計画を策定：2022年4月から義務化
- セクシュアルハラスメントを防止するために、事業主には雇用管理上の措置義務が課されている
- 合理的な理由なく転勤要件を設けてはいけない。間接差別の禁止
- 日々雇用の者を除く労働者が対象
- 女性労働者が出産した場合、その配偶者である男性労働者は育児休業を取得することは義務づけられていない

地域福祉の理論と方法

地域福祉の基礎的な理念や概念

- コミュニティケアとは、施設だけでなく地域でも福祉サービスを提供
- セルフアドボカシーとは、当事者が自らの権利や要求を主体的に主張
- 福祉の多元化とはフォーマル、インフォーマルなど複数の主体によって提供される
- 社会的企業とは、社会問題の解決を組織の主たる目的としており、その解決手段としてビジネスの手法を用いている企業
- 住民主体の原則とは、地域における社会福祉活動に興味を持って解決に向けて参加すること

地域福祉における多様な参加

- 活動に支障がない場合、収益目的の活動もできる
- 地域住民等の意見を反映
- 既存の制度で対応できないニーズに対し、社会とのつながりづくりに向けた支援
- 共同募金の募金実績総額は1990年代に減少。その後も減少
- 家庭裁判所は養成された市民を成年後見人等として選任できる

地域共生社会の実現

- 全世代・全対象型の地域包括支援体制
- 2003年に2015年の高齢者介護～で示された
- 包括的な支援体制
- 関係形成や協働体性の構築
- 断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援

自立相談支援機関の主任相談支援員

- ひきこもりの人に配慮された居場所が、地域のどこにあるかを調べる
- 心理的だけに限定しない
- 当事者や経験者が行うピアサポートや、ひきこもりの家族会などの情報を母親に提供
- 間接的な支援も有効である
- 同意を得てから行う

社会福祉法に規定されている地域福祉

- 「地域福祉の推進」の条文：2000年
- 市町村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの整備は努力義務
- 地域住民が相互に尊重し参加する
- 重層的支援体制整備事業は：断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援
- 市町村：包括的に提供される体制

地域福祉の推進

- 市町村地域福祉計画＝市町村、地域福祉活動計画＝社会福祉協議会、それぞれで定められている
- 市町村地域福祉計画の内容は自治体の裁量に委ねられている
- 市町村地域福祉計画では、市町村は策定した計画について、定期的に調査、分析及び評価を行うよう努める
- 市町村地域福祉計画は計画期間の法文上の定めはない
- 市町村地域福祉計画は努力義務

共同募金

- 他の共同募金会に拠出することができる
- 都道府県社会福祉協議会の意見を聞き、配分委員会の承認を得る
- 共同募金を行う事業は第一種社会福祉事業
- 都道府県を区域とする
- 募金方法別実績で最も割合が高いのは戸別募金

災害時における支援体制

- 国及び地方公共団体がボランティアとの連携に努める
- 市町村長が避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努めなければならない
- 名簿情報を提供することがある。本人の同意は必要
- 福祉避難所は老人福祉施設、障害者支援施設や保健センターなど
- 都道府県は、主に福祉避難所において、災害時要配慮者の福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する

地域福祉におけるネットワーク

- 地域介護予防活動支援事業は、第一号被保険者に対する
- 被災者見守り・相談支援事業では、社会福祉協議会などに配置された相談員

- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」は、社会福祉充実残額の有無に関わらず行う
- 市町村は、協議体を定期的な情報共有のネットワークの場として設置
- ひきこもり地域支援センター事業では、地域の多様な関係機関で構成

会議に向けた社会福祉士の方針

- 住み慣れた地域での生活を検討する
- 緊急的な措置入所の可能性はない
- 現時点では、本人の意思を確認できないので、確認する必要がある
- 思いを表明しやすく
- Eさん本人や関係者で協議する

福祉行財政と福祉計画

厚生労働省に設置されているもの

- 子ども・子育て会議 内閣府に設置
- 障害者政策委員会 内閣府に設置
- 中央防災会議 内閣府に設置
- 孤独・孤立対策推進会議 内閣府に設置
- 社会保障審議会 厚生労働省

福祉行政（都道府県知事の役割）

- 不正があったときの指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は効力の停止：都道府県知事
- 老人福祉法に規定される養護老人ホームの入所の措置：市町村
- 子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業に要する費用の支弁：市町村
- 社会福祉法に規定される共同募金事業の実施：共同募金会
- 「障害者総合支援法」に規定される自立支援給付の総合的かつ計画的な実施：市町村

民生費

- 民生費の歳出純計決算額の累計額：都道府県約9兆円、市町村約22兆円
- 都道府県では老人福祉費が最も高い
- 市町村では児童福祉費が最も高い
- 都道府県では補助費等が最も高い
- 市町村では扶助費が最も高い

法定の機関・施設の設置

- 地域包括支援センター：市町村が任意で設置
- 指定都市（政令指定都市）は、児童相談所を設置
- 精神保健福祉センター：都道府県及び政令指定都市に設置義務
- 知的障害者更生相談所を設置：都道府県
- 町村は、福祉事務所を設置することができる

都道府県地域福祉支援計画

- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 重層的支援体制整備事業の提供体制：都道府県地域福祉支援計画に定められるものではない
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項：市町村地域福祉計画
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備
- 福利厚生センターの業務に関する事項：都道府県地域福祉支援計画に定めるものではない

市町村に策定が義務づけられている福祉に関連する計画

- 高齢者居住安定確保計画：努力義務
- 健康増進法に基づく市町村健康増進計画：努力義務
- 自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画：義務
- 地方再犯防止推進計画：努力義務
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策：政府が定める

福祉計画で定める事項

- 地域支援事業の見込み量：市町村介護保険事業支援計画
- 指定障害者支援施設の必要入所定員総数：都道府県障害福祉計画
- 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置：都道府県子ども・子育て支援事業計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保：市町村障害福祉計画
- 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携：都道府県老人福祉計画

社会保障

社会保障の歴史

- 社会保険制度として最初に創設されたのは、健康保険制度
- 最も導入が遅かったのは介護保険制度
- 租税を財源とする社会扶助制度を中心に充実すべきという文言はない
- 1959年国民年金法規定、1961年国民皆年金
- 1973年＝老人医療費が無料化

日本の社会保険

- 国民健康保険は強制加入
- 協会けんぽに対して国庫補助がある
- 雇用保険の被保険者に、国籍の要件は設けられていない
- 給付・反対給付均等の原則は、社会保険においても必ず成立するものではない
- 介護保険の保険者は、市町村及び特別区（東京都23区）

社会保険制度の加入

- 後期高齢者医療保険に加入（75歳以上）
- 国民健康保険（就労経験がない64歳の妻）
- 国民健康保険（就労経験がない39歳の娘）
- 介護保険：第二号は40歳以上から
- 国民年金：加入は20歳以上から

公的医療保険における被保険者の負担等

- 健康保険組合では、保険料の事業主負担割合を被保険者の負担割合よりも多く設定することができる
- 都道府県等が行う国民健康保険では、市町村が保険料の徴収を行う
- 都道府県が行う国民健康保険の被保険者が、入院先の市町村に住所を変更した場合には、変更前の市町村の国民健康保険の被保険者となる
- 所得税を含む税その他の公課を課することはできない
- 保険診療を受けたときの一部負担金の割合は、義務教育就学前の児童については2割

労働者災害補償保険制度

- 労働者の業務災害に関する保険給付は、被災労働者やその遺族の請求に基づく
- メリット制は、業務災害にかかる保険給付、特別支給金
- 全額事業主負担
- 労働者災害補償保険の適用事業には、労働者を一人しか使用しない事業も含まれる
- 健康保険＝労働災害と関係ない疾病に給付される

社会保険制度の適用

- 雇用保険の被保険者＝週20時間以上、31日以上雇用見込み
- 労働者災害補償保険制度には特別加入制度がある
- 国民年金に加入する義務：20歳以上60歳未満の日本国内に住所を有するもの
- 厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で、一定以下の収入しかない者は第3号被保険者になる
- 生活保護法による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、「都道府県等が行う国民健康保険」の被保険者としない

公的年金制度

- 厚生年金保険の被保険者は第2号被保険者になる
- 基礎年金に対する国庫負担は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のいずれに対しても行われる
- 厚生年金保険の保険料は、所得によって異なる
- 免除されていた期間に対応する年金給付はある
- 被用者として働いている場合は、老齢厚生年金は停止される

障害者に対する支援と障害自立支援制度

障害者福祉制度の発展過程

- 1960年：必要な保護を行うことを定めた
- 「完全平等と参加（Nothing about us without us）」は、2004年の国際障害者デーの標語
- 身体障害者等を対象に、措置制度から契約制度に転換することを目的に支援費制度が開始：2000年に法改正。2003年に支援費制度
- 2005年：障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みを一元化し、事業体系を再編
- 市町村障害者虐待防止センターが規定：2011年に成立

障害者総合支援法における介護給付費等の支給決定

- 市町村は、介護給付費等の支給決定に際して実施する調査を、指定一般相談支援事業者等に委託することができる
- 障害児に係る介護給付費等の支給決定においては、区分を必要としない
- 就労定着支援に係る介護給付費等の支給決定においては、区分を必要としない
- 市町村は、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、サービス等利用計画案の提出を勘案して決定される
- 障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス

- 居宅介護は、区分があり、自宅での介助を希望する者向け
- 重度訪問介護 区分4以上、二肢以上に麻痺、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援不要以外に認定されている場合に利用可能
- 同行援護（視覚障害者の外出同行）
- 行動援護は、知的障害または精神障害による行動障害がある場合に可能
- 重度障害者等包括支援は、区分6が対象

「障害者総合支援法」等に基づく専門職

- 居宅介護従業者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理責任者

を行う者を配置

- 相談支援専門員は、指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行う者として配置
- 相談支援専門員は、モニタリング：1ヶ月に1回、3ヶ月に1回、6ヶ月に1回などがある
- 児童発達支援管理責任者：児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどに配置
- 居宅介護従業者：居宅へ訪問し、入浴、排泄、食事などの介護を行うもの

この段階において相談支援事業所の相談支援専門員（社会福祉士）が行う支援

- 地域移行支援による退院支援
- 地域定着支援による退院支援：居宅に単身等で生活するものが対象
- 公共職業安定所（ハローワーク）を利用した求職活動の支援：現状では就労は難しい
- 障害者就業・生活支援センターによる職業準備訓練を受けるための支援：現状で職業訓練は難しい
- 後見開始の審判申立て支援：今は成年後見制度の情報提供に努める段階

身体障害者福祉法

- 身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の福祉の増進を図ること：1949年の旧目的規定の内容
- 身体障害者の定義：都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの
- 身体障害者手帳に記載される身体障害の級別は、1級から6級までがある
- 都道府県は、身体障害者更生相談所を設置しなければならない
- 市町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を設置できる

「精神保健福祉法」に規定されている入院

- 任意入院では、入院者から退院の申出があった場合、精神保健指定医の診察により、72時間以内に限り退院を制限
- 応急入院では、精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察により、72時間以内に限り入院させることができる
- 医療保護入院では、精神保健指定医の診察の結果、必要と認められれば、本人の同意がなくても、家族等のうちいずれかの者の同意に基づき入院させることができる
- 医療保護入院では、精神保健指定医の診察の結果、必要と認められれば、本人の同意がなくても、本人に家族等がない場合は本人の居住地を管轄する

「市町村長の同意」により入院できる

- 措置入院では、本人に自傷他害のおそれがあると認めた場合、都道府県知事の権限に基づき入院させることができる

低所得者に対する支援と生活保護制度

生活保護の動向

- 保護率（人口百人当）は、1.63 %
- 1 か月平均の被保護実人員数は、約 205 万人
- 保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が最も多い
- 保護開始世帯の主な理由別構成割合をみると、「貯金等の減少・喪失」が最も多い
- 保護廃止世帯の主な理由別構成割合をみると、「死亡」が最も多い

現行の生活保護法

- 生活保護は、日本国憲法第 25 条
- 生活保護が目的とする自立とは経済的、日常生活、社会生活の3つ
- 力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持及び向上＝保護申請の要件ではない
- 扶養者がいても受給資格がある場合はある
- 保護の基準は、保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの

生活保護の種類と内容

- 生業扶助には、高等学校等就学費が含まれる
- 生活扶助は、衣食住その他日常生活の需要を満たすために必要なものを支給
- 教育扶助は、原則として金銭給付
- 介護扶助は、原則として現物給付
- 葬祭扶助は、原則として金銭給付

生活扶助基準の設定方式

- 標準生計費方式とは世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
- マーケット・バスケット方式とは、最低生活を営むために必要な個々の費目を一つひとつ積み上げて最低生活費を算出する方式
- エンゲル方式とは栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて最低生活費を計算する方式
- 格差縮小方式とは一般国民の消費水準の伸び率を超える範囲
- 水準均衡方式とは一般国民の消費動向を踏まえ、実態と調整を図る方式

生活困窮者自立支援法

- 生活困窮者自立相談支援事業は社会福祉法人やNPO法人に委託できる
- 生活困窮者自立相談支援事業と生活困窮者住居確保給付金の支給は必須事業
- 子どもの学習・生活支援事業は任意事業
- 生活困窮者一時生活支援事業は宿泊場所の供与や衣食の供与など
- 生活困窮者就労準備支援事業は雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

生活福祉資金貸付制度

- 貸付対象世帯は低所得者、障害者、高齢者世帯とされている
- 国籍条項はなし
- 無利子
- 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類
- 複数の種類の資金を同時に貸し付けることができる

生活困窮者を対象とした自立相談支援機関の相談支援員

- 居住地のある人は居住地、居住地のない人は現在地を所轄する福祉事務所に申請
- 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の利用
- 住居を見付け、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を利用
- 救護施設：健康状態に問題がなく、措置入所でしか入所できない
- 無料低額宿泊所：自治体への申請は不要、自立支援相談機関が調整するのが望ましい

保険医療サービス

医療保険の適用

- 国民健康保険に扶養の概念はない
- 健康保険組合が設立された適用事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合に加入
- 「難病法」の適用を受ける者は自己負担分の助成がある
- 後期高齢者医療制度に75歳から加入した場合、国民健康保険被保険者から外れる
- 健康保険の被保険者は、短時間労働者の場合、週20時間以上、2ヶ月以上の雇用、月額8.8万円以上、学生ではないことが条件

日本の医療費

- 65 歳以上の国民医療費は、国民医療費の 50 %を超えている
- 診療種類別の国民医療費のうち最も大きな割合を占めるのは内科診療医療費
- 人口一人当たり国民医療費：人口一人当たりは高知県、都道府県別だと東京
- 制度区分別の国民医療費：医療保険等給付分が約20兆円で一番多い
- 入院医療費及び入院外医療費を合わせた内科診療医療費の割合は、国民医療費の72%

診療報酬制度

- 診療報酬の点数は、通常2年に1度改定
- 診療報酬点数表は内科、歯科、調剤の3種類
- 療養病棟入院基本料の算定は包括払い方式
- 地域包括ケア病棟入院料の算定は、1日当たりの包括払い方式がとられている
- 診療報酬には保険外診療は含まれない

日本の医療提供体制

- 医療計画は、都道府県が策定義務
- 地域医療支援病院は第3次医療法の改正で設置
- 診療所は、最大19人の患者を入院させる施設
- 介護医療院は、主として長期の療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、必要な医療及び日常生活上の世話

- 地域医療構想＝都道府県が策定

後期高齢者医療制度

- すべての市長村が加入する後期高齢者医療広域連合
- 75歳以上もしくは65歳以上75歳未満で一定の障害があると連合から認められたもの
- 保険料の算定は一人ひとり
- 各被保険者の保険料は、均等割と所得に応じた金額の合計
- 各医療保険者から拠出される後期高齢者支援金が財源の一部

病院の医療相談室の医療ソーシャルワーカー

- 地域包括支援センターは介護保険法に位置付けられているため不適切。特定妊婦は児童福祉法
- 出産手当金は、産前42日前から産後56日までの間
- 認知症高齢者の家族の会などの当事者同士が支え合う活動を紹介
- 身体状況はそこまでではない
- 産前・産後の不安や負担などを相談できるのは母子健康包括支援センター

権利擁護と成年後見制度

日本国憲法の基本的人権

- 公務員には労働基本権がある
- 永住外国人は、生活保護法の保護対象ではない。一定の条件を満たした場合は認められることがある
- 生活保護費を原資とした貯蓄等の保有は、違和感を覚える高額でなければ問題ない
- 嫡出子と嫡出でない子の法定相続分に差を設けてはならない
- 夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は合憲

成年後見人のLさんが、成年被後見人のMさんと相談の上で行う職務行為

- 自宅以外の住まいに関する情報収集
- Mさんの要介護状態区分の変更申請
- 家事援助：成年後見人のLさんが行うものではない
- 通院介助：成年後見人のLさんが行うものではない
- 服薬介助：成年後見人のLさんが行うものではない

成年後見人の利益相反状況

- 特別代理人の申請が必要
- 特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない
- 遺産分割協議に当たり、成年後見人を辞任するという規定はない
- 特別代理人が選任されても、成年後見人としての地位を失うことはない
- 特別代理人：遺産分割協議の特定手続きのためだけに選任される人

成年後見制度の補助

- 補助は、判断能力の不十分さが軽い者
- 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意
- 補助人の事務を監督する、補助監督人の選任ができる
- 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることができる
- 代理権の付与をする旨の審判をすることができる

日常生活自立支援事業実施状況

- 2021年度（令和3年度）末時点で、実契約者数は 5.6万人

- 実契約者数の内訳：認知症高齢者が最も多い
- 新規契約締結者のうち、約42%が生活保護受給者
- 新規契約締結者の住居は、7割以上が自宅
- 事業実施主体から委託を受け業務を実施する基幹的社会福祉協議会の数は、約1580

家庭裁判所

- 民事上のトラブルは地方裁判所
- 民事上の事件は地方裁判所
- 家庭裁判所は、嫡出でない子の認知請求訴訟を取り扱う
- 地方裁判所は労働審判を取り扱う
- 地方裁判所は債務整理事件を取り扱う

消費者被害

- 今後、このような事が無いように成年後見制度の利用も検討する
- 意向を確認することは重要
- 成年後見制度の申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族
- 一定期間（8日以内）であれば無条件に契約を解除できる
- 消費者契約法に基づく契約の取消しが可能かを検討するため、Dさんのプライバシーに配慮して、消費生活センターに問い合わせる

社会調査の基礎

社会調査

- 個人などが行うこともある
- 様々な調査が含まれる
- 本邦（ほんぽう）にある者であり、本邦にある期間が3ヶ月以上
- 社会問題の解決のために実施する調査は、社会踏査（しゃかいとうさ）（social survey）と呼ばれる
- 質的データも対象としている

統計法

- 一定の要件を満たす学術研究に対して調査票情報を提供することができる
- 統計委員会の意見を聴かなければいけない
- 個人情報秘密漏えい：2年以下の懲役、100万円以下の罰金
- 社会福祉施設等調査：統計法に基づく一般統計調査
- 基本統計調査＝基幹統計の作成も目的にしている。一般統計調査は含まれない

標本調査

- 標本調査では、非標本誤差は生じる
- 標本抽出には、性別や年齢といった母集団の特性を基準にする抽出法がある
- 標準誤差は標本を繰り返し取り出した際にばらつきが生じる
- 系統抽出法では偏りを避けることができる
- 確率抽出法では、標本誤差は生じる

社会調査

- 信頼性とは同じ対象に繰り返し測定しても、同じ結果が一貫して得られる
- 妥当性とは測定しようとしている概念を正確に測定できる
- 順序尺度では、大小や優劣を測定できる
- 間隔尺度の例として0に意味がない摂氏温度や偏差値などがある
- 比例尺度の方が、間隔尺度よりも情報量が多い

質問紙を作成する際の留意点

- 専門用語を含めない

- 複数の事項を問うことは避けるべき
- 自由回答法は集計作業を効率的に行えない
- 相互に排他的であることが望ましい
- プリテストを実施することが望ましい

参与観察

- 調査者が十分に認識できるようにする
- 観察の記録は、現地で見聞きしたことについて、網羅的に記す
- 語られたすべての言葉を記録する
- 現地で記録したメモは、できるだけ早く観察ノートに記録する
- 調査者が感じた内容も記録する

地域住民向けのワークショップを開催

- 1つのカードに1つの事柄を書く
- 全体を眺めながら内容が類似しているものをグループとしてまとめる
- グループ化する際は、カードが1枚だけが残ることがある
- 専門用語を用いる必要はない
- グループ間の相互関係を検討し、図解する

相談援助の基盤と専門職

社会福祉士に関する説明

- 業務独占ではない
- 特定の職種の任用資格になっている
- 登録しなければいけない
- 社会福祉士でない者が社会福祉士の名称を使用した場合に罰則がある
- 介護老人保健施設に社会福祉士を置く規定はない

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

- 各国で展開して良い
- 社会的安定の維持
- 対立し競合することもある
- 対話的過程で作られてきた
- 優先順位は流動的ある

ソーシャルワークの形成過程

- エルバーフェルト制度では、全市を細分化し、名誉職である救済委員を配置し、家庭訪問や調査、相談を通して貧民を減少させることを目指した
- セツルメント運動は、スラム街などの社会的地位の低い人への解決策を探るもの
- ストレンジスアプローチ1980年頃に発展した
- 全米ソーシャルワーカー協会の発足時：それまで分散して活動していたソーシャルワーク関係の諸団体が統合
- ミルフォード会議の説明：ケースワークの基本的な事柄を広範囲に検討した結果として、初めて「ジェネリック」概念が提起

障害者支援施設の生活支援員

- 本人の意思決定の基づいた支援
- 理解力や意思決定の力を考慮

人物と業績（リッチモンドについて）

- リッチモンド：アメリカのボルティモア慈善組織協会の会計補佐、ケースワークの母、2つの方法の展開に従えた、社会的証拠の探索と収集を重視した、

ソーシャル・ケース・ワークとは何かを定義した

福祉に関する事務所（福祉事務所）

- 所長の指揮監督を受けて、生活保護業務の監査指導を行う
- 所長の指揮監督を受けて、援護，育成又は更生の措置を要する者等に対する生活指導
- 家庭裁判所：家庭における児童養育の技術及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項等に関する相談を行う
- 知的障害者相談員：社会的信望のもとに知的障害者の更生援護に熱意と識見を持って，知的障害者やその保護者の相談に応じ必要な援助を行う
- 児童福祉司に関する記述：児童の保護その他児童の福祉に関する事項について，相談に応じ，専門的技術に基づいて必要な指導を行う

チェンジ・エージェント・システム

- 退院後の自宅における介護サービス＝アクション・システムが抱える課題
- 復職した場合の職場での勤務時間＝ターゲット・システムが抱える課題
- 夫妻に対して，退院後に必要となる妻への支援＝クライアント・システムが抱える課題
- 希望に基づき，近隣の利用可能な社会資源＝アクション・システムが抱える課題
- 今後の療養に関わる院内スタッフの情報共有＝チェンジ・エージェント・システムが抱える課題

相談援助の理論と方法

福祉課の社会福祉士が行う、家族システムの視点

- Jさんの行動理解が必要
- 距離を置くことは根拠に欠ける
- 家族関係を理解するため、3人に互いへの思いを尋ねていく
- この事例において一時的別居を提案することは不適切
- それぞれの役割について話し合う機会を設ける

ソーシャルワークのアプローチ

- 実存主義アプローチ：クライアントの主体的な意思決定や自己選択が重視され、自分の行動と決定によって生きる意味
- 機能的アプローチ：クライアントのニーズを機関の機能との関係で明確化し、援助過程の中で、社会的機能を高めるための力の解放を焦点
- 問題解決アプローチ：その接触段階で、クライアントの動機づけ・能力・機会についてのソーシャルワーカーからの探求
- ナラティブアプローチでは、クライアントのドミナントストーリーを変容させることを目指し、オルタナティブストーリーを作り上げ、人生を再構築
- 課題中心アプローチ：ターゲット問題を明確化し、クライアントが優先順位をつけ、短期処遇を目指す

エンパワメントアプローチ

- 持つ資源に注目する
- 限定的に絞る必要はない
- 抑圧構造への批判的意識を醸成する
- 個人、対人、組織、社会の四つの次元における力の獲得
- 社会的な抑圧状況を認識できるように支援する

相談援助の過程におけるプランニング

- アセスメントと相談援助の実施をつなぐ作業
- 長期目標：将来的なビジョンを示すものとして設定
- クライアントの意思や感情が優先される
- アセスメント：生活状況などについて情報収集し、サービス受給要件を満たしているかを確認

- 現実的で達成可能な目標の設定

相談援助の過程におけるモニタリング

- 文書や電話でも良い
- 記録としてまとめておく
- クライアントやその家族とともに、サービス提供者等の支援者も含まれる
- 主観的变化、生活状況等の客観的变化の把握
- インターベーション（介入）の途中で実施

相談援助の過程における終結

- エバリュエーション（評価）
- 残された問題や今後起こり得る問題を整理
- 肯定的、否定的双方に焦点を当てる
- 再利用もある
- クライアントと共に支援の成果を振り返る

ソーシャルワークにおける援助関係

- 逆転移：ソーシャルワーカーが、クライアントに対して抱く情緒的反応全般
- 統制された情緒的関与とは、ソーシャルワーカーが、自らの感情を自覚し、適切にコントロールしてクライアントに関わる
- 同一化：他者の実績を、まるで自分の実績のように見たり感じる事
- エゴグラム：自我状態を図式化する
- パターナリズムとは、ソーシャルワーカーが、クライアントの意思に関わりなく、本人の利益のために、本人に代わって判断

留学生支援室の相談員

- 寄り添った対応
- 援助者が判断しない
- 援助者が決めない

児童養護施設の児童指導員

- 繰り返し：言葉を繰り返すこと
- 言い換え：意味や内容を別の言葉で言い直すこと
- 開かれた質問：自由に答えられる質問の仕方
- 要約：要点をまとめて伝える言い方
- 閉じられた質問：はい、いいえで答えられる質問

相談援助における面接等の実際

- 受理面接（インテーク）は最初の局面
- 生活場面面接：生活の場で面接を行うこと
- 電話での相談：相手の表情が見えないので、積極的な助言等には適していない
- 面接室での面接：落ち着いた雰囲気の中で会話ができるようにする
- 居宅での面接では、クライアントの生活環境の把握が可能

認知症疾患医療センターで働く若年性認知症支援コーディネーター

- その方にあったアドバイスを行う
- グループホームは、就労先のあっせんを行っていない
- 受容と共感を示せていない
- 根拠のない言葉
- 寄り添った言葉がけ

ソーシャルワークにおけるアウトリーチ

- 生活場面に出向く
- 時間や労力は掛かる
- 自ら援助を求めない人への関わりとして有効
- 住民への広報活動などが必要
- 開始前、開始後に行われる

ソーシャルサポートネットワーク

- 自然発生的なネットワーク内に関与していく場合と、新しいネットワークを形成する場合がある
- 問題解決や問題の予防がメイン
- フォーマル、インフォーマルの総体
- フォーマル、インフォーマルどちらにも着目
- 手段であり目的ではない

ソーシャルワークにおけるグループワーク

- グループを活用して個人やグループの抱えている問題を解決する手法
- 円滑に進ように支援を行う
- 事前準備も必要
- 目的ではなく手段である

- 社会的に機能する力を高める

基幹相談支援センターの社会福祉士

- 相互のコミュニケーションが不足しているので不適切
- 退会ではなく解決に向けて話し合う
- 目的やルールについて話し合う
- 作業期：会進行を引き受け、相互援助システムづくりを行う
- グループ運営の助言においては、個別支援は必要ない場合もある

ソーシャルワークにおけるスーパービジョン

- 支援やサービスの質を向上
- スーパービジョンの管理的機能は、スーパーバイザーが適切に業務を行うよう目配り
- スーパービジョンの支持的機能は、ストレスに対応するようスーパーバイザーの精神面を支える機能
- スーパービジョンの教育的機能は、スーパーバイザーが実践するために必要な知識や技術を高める機能
- 互いの意思確認によって成立する

ソーシャルワークの記録

- フェイスシート：基本情報を記載する
- アセスメントシート：生活課題や身体状況、客観的情報や詳細な情報
- プロセスシートには、目標に対する援助過程を時系列に記述
- プランニングシート：目標を達成するための援助目標や支援計画
- クロージングシート：支援の終結時に使用するもので、残された課題などがあれば記載する

地域包括支援センターの社会福祉士

- 要約体：解釈や見解をまとめて記録するもの
- 逐語体：会話のやり取りをありのままに記録
- 過程叙述体：支援経過を時系列で記載
- 圧縮叙述体：事実のみを圧縮して記載
- 説明体：事実に対して、ソーシャルワーカーの解釈を記載

複雑困難な課題を抱えている利用者と家族に対するソーシャルワーク

- プライバシーに配慮

- 利用者の意向を反映させる
- 情報を限定的にする必要はない
- 時間をかけて関係づくりを行う
- 強みに着目していく

放課後等デイサービスの児童指導員

- 支援者が決定しない
- 承認する
- 情報提供する
- 励まさない

病院の医療ソーシャルワーカー

- DVなどの状況であるかの情報収集が必要
- 話し合いの場を設ける
- 選択肢を説明する
- 共に考える
- 現時点では不適切

福祉サービスの組織と経営

社会福祉法人の組織体制

- 社会福祉法人は、定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準等を公表しなければならない
- 管理者が理事でないといけない
- 社会福祉法人は収益事業を行うことが禁止されていない
- 理事または理事会が評議員を選任し、解任する旨の定款があっても効力を有しない
- 理事長以外に業務執行理事を理事会の決議で決める

特定非営利活動法人の組織運営

- 特定非営利活動法人における最高意思決定機関は社員総会である
- 役員に報酬を支払うことができるのは、役員総数の3分の1以下まで
- 政治上の主義を推進、支持、反対するための活動はできない
- 都道府県または指定都市の条例で定める
- 不当な条件を付してはならず、加入や脱退の自由を保障する必要がある

福祉や医療サービスを提供している組織・団体

- 社会医療法人：収益業務も行える（2006年の医療法改正で社会医療法人が制度化された）
- 児童養護施設：国、地方公共団体または社会福祉法人に限られる
- 特別養護老人ホーム：病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設、介護医療院の開設可能
- 福祉活動を行う市民団体は、法人格を取得しなくても活動できる
- 医療法人は、剰余金の配当をすることが禁止されている

組織運営やその原則

- コンフリクト：集団に肯定的な影響を与える
- 職能別組織：職能別管理をすることによって、組織の統制が向上するというメリットがある
- 一人の上司から指示を受けるワンボイス制で単純明快な必要がある
- 従業員が意思決定を行うことができる権限の範囲と、それに対応した職務に対する責任の範囲は、等しくなるようにしなければならない

- 管理者は高度な作業に専従すべき

福祉サービスの経営

- CSR（企業の社会的責任）は求められる
- ドメイン：適度な広がりを持つと定義する
- バランス・スコアカード：財務だけでなく、顧客、業務プロセス、従業員の学習・育成といった各視点から企業実績を評価する仕組み
- 経営における戦略：長期的な観点から、存続、成長のための方策
- CSV（自社の強み）を活かし共通価値の創造をする

人材の確保や育成

- 360度評価（多面評価）：複数のものが評価者になる（それぞれが評価する）
- 人事考課においては、ハロー効果が起こることがある
- OJT：日常の業務の中から学ぶ
- 職員のキャリアや能力の開発を目的に人事異動を実施することは、望ましい
- エルダー制度：技術や知識を持った先輩が直接教えること

福祉サービス第三者評価事業

- 児童養護施設は、福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること及び結果の公表が義務づけられている
- 福祉サービス第三者評価は都道府県推進組織が実施する
- サービスの質の向上を目的
- 法人格は必要だが非営利組織である必要はない
- インターネット上に公開できる

高齢者に対する支援と介護保険制度

65 歳以上の人の生活実態

- 「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と感じている人は約12%
- 介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人は、第一号被保険者全体の約18%
- 現在、収入の伴う仕事の有無については、収入の伴う仕事をしていると回答した人は約3割
- 現在の健康状態について、「良い」「まあ良い」と回答した人の合計は、全体の3割
- 二人以上の世帯について、「世帯主の年齢が 65 歳以上の世帯」と「全世帯」の貯蓄現在高の中央値を比較すると、前者は後者のおよそ 1.5 倍の金額

高齢者保健福祉施策の変遷

- 老人医療費支給制度による老人医療費の急増等に対応するため、1980 年代に老人保健法が制定
- 人口の高齢化率：1970年に7%
- 認知症高齢者の急増に対応してオレンジプラン：2012年に策定
- 軽費老人ホームが創設：1963年に制度化
- 寝たきり老人ゼロ作戦：1989年のゴールドプラン

ボディメカニクスの基本原理

- てこの原理
- 小さくまとめる
- 重心を近づける
- 水平に移動する
- 両足を広げ支持基底面を大きく取る

介護老人福祉施設に入所しているMさんに対する日常介護

- 失語症があるため閉じられた質問を行う
- 着替えの介助の際は、脱健着患
- 浴槽に入る際は患側である右側から
- せきの時に尿が漏れるかもしれないので、尿パッドの使用をMさんと検討
- 誤嚥による窒息が考えられるため、ペースに留意する

高齢者に配慮した浴室の環境整備

- 脱衣所は引き戸
- 浴槽の縁40cm程度
- 温度差をなくす。ヒートショックの危険性
- 洗面台の水栓は、レバー式が握り動作がいらず操作しやすい
- 水平及び垂直の手すりを複数設置

介護保険制度における第一号被保険者の介護保険料

- 各市町村が条例で定める保険料率
- 被保険者の前年の所得に応じて、原則として 9 段階
- 第一号保険料が特別徴収となるのは、公的年金の受給額が年額18万円以上の第一号被保険者である
- 年金保険者が徴収
- 第一号保険料が普通徴収となる場合、その保険料は生活扶助として支給

指定居宅介護支援事業者とその介護支援専門員の役割

- 便宜の提供を行う
- 利用者自らが作成することができる
- 自己負担はない
- 民間サービス等も位置付け可能
- 1ヶ月に1回利用者宅を訪問することが義務

介護保険制度における要介護認定・要支援認定

- 介護認定審査会の委員は、要介護者等の保健、医療、福祉に関する学識経験者及び市町村から都道府県知事が任命
- 審査・判定を行い、その結果を市町村に通知する
- 被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項などの意見を市町村に述べるができる
- 市町村職員以外の者が担う場合は、更新・区分変更申請は行うことができる
- 調査票は他記式

老人福祉法

- 老人福祉全般について規定
- 介護老人保健施設は介護保険法に規定。老人福祉法は、老人福祉センター、老人介護支援センターなどがある
- 居宅における介護等が規定

- 市町村社会福祉協議会には老人福祉センターを設置する義務はない
- 市町村老人福祉計画は、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画と一体的に作成する

急性期病床を有する病院の医療ソーシャルワーカー

- 看護師：療養上の世話または診療の補助
- 理学療法士：基本的動作能力の回復
- 作業療法士：応用的動作または社会的適応能力の回復
- 管理栄養士：療養のための必要な栄養指導
- 言語聴覚士：音声機能、言語機能または聴覚の障害

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉サービス

里親養育包括支援（フォスタリング）機関の相談員

- 判断の根拠にはならない
- 最善の利益を考える
- 子供の視点に立ち里親の役割を伝える
- 子供の出自を知る権利
- 子供の現状に留意しつつ、検討していく

出産後に母子で居住する場について、婦人相談員

- 母子生活支援施設：出産後に母子で居住する場
- 児童家庭支援センター：入所施設ではないので非該当
- 産後ケアセンター：短期入所、通所、訪問なので非該当
- 乳児院：虐待などから保護する施設
- 母子・父子休養ホーム：母子家庭等に対する休養等を目的とする施設

児童虐待防止法

- 施設入所している児童も含まれる
- 通報の義務がある
- 児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努める
- 児童が同居する家庭における配偶者に対する生命又は身体に危害を及ぼす暴力は、児童虐待の定義に含まれる
- 児童に家族の介護を行わせることは虐待の定義には含まれていない

母子健康包括支援センター

- 児童自立生活援助事業：出産後の生活について相談する施設ではない
- 保育所等訪問支援事業：障害児が集団生活を行うための支援
- 乳児家庭全戸訪問事業：原則、生後4ヶ月の乳児がいる家庭を訪問
- 産後ケア事業
- 児童発達支援事業：障害児通所支援事業

児童手当

- 支給には所得制限が設けられている
- 年齢が低い方が高い

- 児童扶養手当を受給している者にも支給される
- 申請手続きが必要
- 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日

保育士

- 児童福祉法に規定された国家資格
- 登録は都道府県が行い，保育士登録証が交付
- 信用を傷つけるような行為をしてはならない
- 守秘義務がある
- 更新研修はない

虐待のおそれがある場合の児童相談所長の権限

- 他機関に委託はできない
- 一時保護を行うためには同意の有無は必要ない
- 一時保護を里親に委託して行うことができる
- 一時保護は2 か月を超えてはならない
- 親の親権喪失の決定はできない

就労支援サービス

福祉と就労

- ワークフェア：福祉の受給者に一定の就労を義務付け、労働を給付の対価にする
- ベーシックインカム：すべての個人に対し最低限の所得保障給付を行う
- アクティベーション：労働市場から遠ざかっている人を教育や訓練を経て、労働市場へ参入させる
- ディーセント・ワークとは、働きがいのある、人間らしい仕事のこと
- アウトソーシング：組織内部の業務を外部に委託する

有期雇用労働者などの保護を定める労働法規

- パートタイム・有期雇用労働法：事業主は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けないようにしなければならない
- パートタイム・有期雇用労働法：待遇差の内容や理由などについて説明しなければならない
- 有期労働契約：期間満了までは解雇できない
- 有期労働契約：通算5年を経過した場合、転換される
- 短時間・有期雇用労働者は、労働者災害補償保険法の適用対象となる

障害者雇用促進法

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者は、雇用義務の対象となる
- 雇用率のカウントに際し、重度の知的障害者を1人雇用したときは、重度以外の知的障害者を2人雇用したものとして扱われる
- 民間企業の法定雇用率は、国・地方公共団体の法定雇用率より低く設定されている
- 厚生労働大臣は、法定雇用率未達成の民間事業主の企業名に公表義務はない
- 地方公共団体は対象ではない

福祉事務所の生活保護現業員

- 指導や指示に従わないことによる、保護受給の停止や廃止はできない
- 世帯保護の原則がある
- 就労阻害要因を探る

- 心身の負担になる場合は不適切

更生保護制度

保護観察

- 保護観察処分少年の保護観察の期間：少年が20歳になるまで
- 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要性がなくなったと認めるときは、保護観察を解除
- 家庭裁判所は、少年院仮退院者について、少年院に戻して収容する旨の決定
- 仮釈放の期間中、保護観察に付される
- 懲役刑の全部の執行を猶予された者は、裁判所の裁量により保護観察に付される

保護観察所が行うことができる措置

- 釈放後の住居を確保することを調整
- 仮退院：地方更生保護委員会が決める
- 仮退院時に特別遵守事項：地方更生保護委員会が決める
- 住居に関する事項は削除できない
- 仮退院時に保護観察期間：地方更生保護委員会が決める

更生保護における就労支援

- 保護観察所は、職業あっせんは行わない。公共職業安定所（ハローワーク）が行っている
- 保護観察対象者は、保護観察所および保護司から補導援護を受けることが義務化されている
- 協力雇用主に対し就労支援の協力は依頼できるが、命ずることはできない
- 協力雇用主に対し、刑務所出所者のみを雇用することを命ずることはできない
- 公共職業安定所（ハローワーク）は、個々の保護観察対象者に対し、求人開拓から就職まで総合的な就労支援を行っている

「医療観察法」が定める医療観察制度

- 対象となる行為は、殺人、放火、強盗、強制わいせつ、強制性交等及び傷害等に当たる行為である
- 社会復帰調整官は保護観察所に配置されている
- 入院決定を受けた者に対して医療を実施する指定入院医療機関は、厚生労働

大臣が指定した病院である

- 指定通院医療機関による医療を受けることができる期間の上限は原則3年、2年を超えない範囲で通院期間の延長ができる
- 地域社会における精神保健観察は、社会復帰調整官が協働して実施する